

生徒心得

学校は、進んで学習に取り組む意欲に満ちた生徒の学ぶ場である。各自が誇りをもち、安易な道につくことを戒め、自己を高め、優秀な社会人としての資質を養うために努力しなければならない。

学校の秩序を保ち、その教育活動が円滑に行われるように、次に定めた事項を進んで守ろう。

1 学ぶ精神の確立

学校生活においては、情熱を持って、真剣な態度で学ぶよう努力しよう。

2 礼儀・作法

和やかな学校生活を送るため、相互に相手の人格を尊重し合うように心掛け、無礼な言葉や態度は慎み、次のことを実践しよう。

- (1) 常に相手を尊重し、親しみと敬意の心を持つ。
- (2) 正しい礼儀・作法を身につけ、丁寧な言葉遣いを心掛ける。

3 服装

- (1) 服装は質素で清潔にし、別に定める服装規定をよく守る。
- (2) やむを得ず異装をする場合は、異装許可願を提出し、許可を得る。

4 所持品

- (1) 学校へは学習に必要な物以外は持ってこ

ない。

- (2) 学校で使用するものには必ず、氏名を明記しておく。
- (3) 現金やスマートフォンなどの貴重品は常に身につけ、体育の時間や行事などの場合は先生の指示に従う。
- (4) 金銭や物品の貸借などはしない。
- (5) 生徒手帳・身分証明書は常に携帯する。

5 風紀

学び自己を高める気風に満ちた学校にするために次のことに注意しよう。

- (1) 互いに相手の人格を認め合い、いじめなどの行為をしない。また、SNS利用においては、他の生徒に関することは、一切書き込みしない。
- (2) 暴力行為、私的制裁、窃盗など社会の秩序を乱す行為はしない。
- (3) 飲酒、喫煙、万引き、窃盗、交通非行(暴走行為等)、違法薬物使用などの行為は絶対にしない。また、誘われても断る強く正しい気持ちを持ち、特に交友関係には注意をする。
- (4) 交友関係には特に慎重を期し、安易な判断や軽率な行動はとらない。
- (5) 生徒として入場してはならない遊技場などへの出入りはしない。
- (6) 登校後は先生の許可なしでは校外へ出ない。

- (7) 金銭や物品を集め生徒間で売買などしない。
- (8) 校内では静粛にし、大声を出したり、廊下を走ったりしない。
- (9) 校内では自転車は所定の場所に置き、施錠する。
- (10) 常に交通法規を遵守し、交通事故から身を守るとともに、事故の加害者とならないよう、十分に気をつける。

6 保健衛生・清掃

おたがいに健康を保持し爽快な気分で学習できるように次のことに注意しよう。

- (1) 常に清潔を第一とし衛生に注意する。
- (2) 施設や器具は極力汚さないようにする。
- (3) 法律に定められた感染症および他への感染が危惧される病気の場合は学校へ届け出て、学校からの指示に従う。
- (4) 校内で不慮の事故等により負傷したときは直ちに保健係職員に連絡し必要な処置をとる。
- (5) 学校を美しく清潔に保つために、教室や廊下や運動場などを汚したり紙屑やごみなどを散らかさないように注意する。
- (6) 清掃は区域を定めクラスの当番が行う。
- (7) 必要があるときは特別清掃を行う。

7 公共物の愛護

校舎はもとより、机・椅子・機械器具などの備品は、すべて市の経費でまかなわれたものである。これら公共物に対しては自分の物以上に丁寧に取り扱う。

- (1) 授業以外で、教室・機械・器具などを使用する場合は、学校の許可を得なければならない。
- (2) 許可を得て公共物を使用した場合は、用件が済んだ時、教室は元へ戻し、借用物は元の位置へ返し、係職員に報告し点検を受ける。
- (3) 公共物を破損または紛失した場合は、職員に届け出て指示を受ける。原則として弁償する。
- (4) 使用した教室等の施錠は確実にいき、出入口のカギは職員室の所定の場所に返却する。

8 火災、地震および台風などの災害の場合

- (1) 火災、地震およびその他の非常の場合、在校時ならば職員の指示に従い、冷静沈着に避難や重要物件搬出などにつとめる。
- (2) 暴風警報が発表されている場合は、規定に従う。(P35・36参照)

9 願書・届書の提出及び許可を要する事項

- (1) 願書・届書の必要な場合は、必要書類を担当より受け取り、所定の手続きを行う。

(2) 願書・届書の種類

休学願・復学願・退学願・転学願・異装許可願・外出許可願
遅刻届・早退届・欠席届・忌引届・公欠届・旅行届・住所など変更届

(3) その他の許可を要する事項

学校内に文章を掲示したり、雑誌や印刷物を発行し配布する場合などは、学校長の許可を受ける。

(4) 忌引届の扱い

家庭に不幸のあった場合は、下記の期間喪に服するものとして忌引届を提出する。

父母（養父母を含む）	7 日以内
祖父母	3 日以内
兄弟姉妹	3 日以内
伯叔父母	1 日
甥姪	1 日

10 金銭納入

(1) 積み立て金、PTA会費、生徒会費など定められた納入金は、必ず毎月10日までに納入する。

但し、8月分は7月分と共に、3月分は2月分と共に納入する。

(2) 止むを得ない事由によって期限内に納入不能の場合は、ホームルーム担任に申し出るとともに出納取扱者の指示に従う。

11 賞罰

(1) 成績優秀な者、出席良好な者、生徒会活動または部活動について功績顕著であった者、善行のあった者など他の生徒の模範と認められる者は表彰する。

(2) 生徒心得や各規定に反した者、その他学校の秩序を乱し本校生徒としての本分に反した者には、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条に基づいて、懲戒処分を行う場合がある。